

令和7・8・9年度 駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録について

本登録制度は、駒ヶ根市に住所又は所在地を有する事業主（駒ヶ根市の建設工事等入札参加資格を有する者を除く。）を対象に、駒ヶ根市が発注する小規模な工事や修繕等の受注を希望する者の登録を受け付け、その登録者に対して、見積依頼及び工事発注を行うことにより、市内の小規模事業者（個人事業主を含む。）の受注機会の拡大を図ることを目的とした制度です。

このたび、令和7・8・9年度の小規模工事等受注希望者登録の申請を令和7年3月3日より、随時受け付けますので、登録を希望される方は、次の事項に留意の上、所定の申請書を提出してください。

1 申請書の受付

令和7年3月3日から随時受付（土・日曜日、祝日を除く）

※ 午前8時30分から午後5時15分まで

2 登録者の要件

次に掲げる要件を満たす者とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は、原則として、問いません。

- (1) 個人営業の場合には、市内に住所を有する者、法人の場合には、市内に主たる事業所を置く者
- (2) 随意契約に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 市税及び市の各種料金等を滞納していない者
- (4) 建設工事 入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者

3 対象となる契約

登録された者が受注できる小規模工事や修繕等の対象となる契約は、予定価格が50万円未満で、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものとします。

4 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

ただし、令和7年4月1日以降の申請については、各月の20日（休日に当たる場合は、その前日）までの申請受付分について、翌月から登録者名簿に登載します。

5 登録申請書の入手方法

申請に必要な様式等は、駒ヶ根市ホームページからダウンロードしてください。

【駒ヶ根市ホームページ】<https://www.city.komagane.nagano.jp/>

くらし・市政 > 市政情報 > 入札・契約 > 小規模工事受注希望者登録 > 受注希望者登録申請様式

ホームページがご利用いただけない場合は、財政課窓口で配布します。

6 申請時に提出が必要な書類

申請時は、書類一式を「提出書類の一覧表」の順にホチキス留めにしてください。

- (1) 「駒ヶ根市小規模工事等 受注希望者登録申請書（兼同意書）」 … （様式第1号）
（滞納がないことを確認することに対する同意をいただきます。）
- (2) 法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付、個人の場合は、代表者の身分証明書を添付
- (3) 希望業種の実績を示す書類の写しを添付
- (4) 資格及び免許等が必要な業種を希望する場合は、その資格者証や免許証等の写しを添付

【提出書類の一覧表】

提出書類	様式	個人事業主	法人事業主
申請書（兼同意書）	様式第1号	要	要
身分証明書 駒ヶ根市長発行 (申請日より3か月以内のもの)	写し可	要	
登記事項証明書	写し		要
業務実績の一覧	任意様式	要	要
資格・証明書等	写し	要	要

7 申請書の記入方法

- (1) 「住所（所在地）」欄には、個人の場合は、住所を、法人の場合は、所在地を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」欄には、個人の場合は、通常使用している名称を記入し、名称がない場合には、空欄としてください。法人の場合は、法人名を記入してください。
- (3) 「代表者職・氏名」欄には、個人の場合は、通常使用している役職名及び氏名を記入し、役職がない場合には、氏名のみ記入してください。法人の場合は、登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載の役職名、氏名を記入してください。
- (4) 「電話番号」及び「FAX番号」は、今後、見積依頼等の連絡に利用しますので、必ず記入してください。
- (5) この申請書に押印する印鑑は、見積書及び契約書等に使用するものを押印してください。個人の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。法人の場合は、代表者印（登録印）を使用してください。
- (6) 小規模な工事や修繕等の受注希望の業種は、以下を参考に業種ごとに記入してください。

【登録希望業種の記入例】

土木工事・建築工事・大工工事・左官工事・とび、土工、コンクリート工事・
石工事・屋根工事・電気工事・管工事・タイル工事・れんが工事・
ブロック工事・鋼構造物工事・鉄筋工事・ほ装工事・しゅんせつ工事・
板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事・
機械器具設置工事・熱絶縁工事・電気通信工事・造園工事・さく井工事・
建具工事・水道施設工事・消防施設工事・清掃施設工事

- (7) 資格及び免許等を必要とする業種を希望する場合は、その資格、免許等の種類・名称等を記入し、資格者証、免許証等の写しを添付してください。

【資格の種類・名称等】

建設機械施工技士・土木施工管理技士・建築士・建築設備士・クレーン運転士・
電気工事施工管理士・電気工事士・電気通信主任技術者・造園施工管理技士・玉掛技能者・
管工事施工管理技士・消防設備士・ボイラー技士・コンクリート物解体作業主任・石綿作
業主任者 等

8 申請書の提出方法

窓口持参 又は 郵送

9 申請書の提出先

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号（駒ヶ根市役所 本庁舎 2 階）

10 申請事項の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、「駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録申請書 記載事項変更届」（様式第 2 号）に変更内容を記入の上、遅滞なくその旨を届け出てください。

11 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に登載された者が、登録要件に該当しなくなった場合又は契約に関して不正若しくは不誠実な行為等があった場合には、当該名簿から抹消します。

12 登録者名簿の公表

登録者名簿は、駒ヶ根市ホームページにて公表します。

【お問合せ先】 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
電話 0265-83-2111（内線 254, 255）
FAX 0265-83-4348
E-mail: keiyaku@city.komagane.lg.jp